

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和三年九月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八十四号

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例の一部

の施行期日を定める規則

広島県手数料条例及び広島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例（令和三年広島県条例第二十一号）附則第一項第三号に掲げる規定の施行期日は、令和三年十月二十五日とする。